

スポーツのちからプロジェクト規約

第1条（名称）

本会は、スポーツのちからプロジェクトと称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、金沢市広坂1丁目1番1号 金沢文化スポーツコミッション内に置く。

第3条（目的）

本会は、スポーツに関する活動への支援を通じて地域社会への貢献を図ることを目的とし、2024年2月1日に設立する。

第4条（事業・活動）

本会は前条の目的を達成するため、次の各号の事業を実施する。

- (1) スポーツ教室開催の支援
- (2) スポーツ体験会開催の支援
- (3) スポーツ大会開催の支援
- (4) スポーツ用具寄贈の支援
- (5) その他、前条の目的の達成につながる活動の支援

第5条（支援対象）

本会は前条にかかる活動を行う者のうち、次に掲げる者に対して支援を行う。

- (1) 競技団体
- (2) スポーツチーム
- (3) その他、本会の目的の達成につながる趣旨の活動を行う者

第6条（組織）

本会は代表および本会の目的に賛同した発起人により組織する。

第7条（経費）

本会の事業実施に要する経費は、本会の目的および事業・活動に賛同する個人または団体等からの寄付金（以下「スポーツ支援金」という）を充てることとする。

第8条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9条（事業報告）

本会の活動実施内容およびスポーツ支援金の使途については、金沢文化スポーツコミッションホームページ等にて公表する。

第10条（雑則）

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、代表および発起人の協議により定める。

附則

- 1 この規約は、本会設立の日から施行する。
- 2 本会の発起人は、次に掲げる者とする。
越村 知史、平 八郎、里見 浩次郎、田中 規子、中山 志保
- 3 本会の代表は、越村 知史とする。
- 4 本会の最初の事業年度は、本会設立の日から2024年3月31日までとする。